

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」の改定について

1 . 改定の経緯

H17. 7. 6 松江市から協定を改定したい旨の口頭申し入れ
H17. 7.15~H18.1.25 県、松江市、中国電力(株)の三者で協議

2 . 改定の考え方

合併前の 3 本の協定を一体化

島根県と旧鹿島町、中国電力との三者協定

旧松江市と中国電力との二者協定

旧島根町と中国電力との二者協定

発電所が重点的に取り組む事項の明確化

最近の中国電力の小さなトラブルの発生や国の規制強化を踏まえ、品質保証や高経年化対策等、一層の安全確保を図る上で重要な事項を明記し、中国電力に対応を求める。

分かりやすい協定

安全確保のための原子炉の停止の要請、風評被害対応など、現行協定の運用で合意されている事項について、明記することにより住民の安心感につなげる。

3 . 改定内容の概要

市町村合併に伴う協定当事者の変更

〔前文〕

万全の措置として発電所が重点的に取り組む事項を明確化

- ・品質保証活動の実施及び高経年化対策の充実を明記

〔協定第 1 条（安全確保等の責務）〕

- ・品質保証活動、高経年化対策を明記したことを踏まえ、平常時における連絡内容としてこれらの実施状況等を追加

〔協定第 8 条（平常時における連絡）〕

原子炉等規制法の改正を踏まえ、異常時の連絡対象事象を明確化

〔協定第 1 0 条（異常時における連絡）〕

周辺地域住民代表の立入調査への同行規定を追加

〔協定第 1 1 条（立入調査）〕

安全確保のための適切な措置の要求に原子炉の停止を含むことを明記

〔協定第 1 2 条（適切な措置の要求）〕

損害の補償に風評被害が含まれることを明記

〔協定第 1 8 条〕

その他

表現や記載の適正化を実施。

4. 「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の運営要綱」の改定

「品質保証活動」及び「高経年化対策」を定義。

協定改定や国の法改正を踏まえ、平常時の連絡内容として、品質保証活動の実施状況、高経年化対策の計画及び実施状況、定期安全レビュー等について追加。

国の法改正等を踏まえ、異常時の連絡対象事象について、整理、適正化を実施。立入調査について、周辺地域住民代表者を規定。

協定に風評被害も含まれることを明記したことから、損害について規定。

また、風評被害について、解決 困難時の行政の役割を明記。

その他、協定改定に伴う修正や記載の適正化を実施。

【参考】

安全協定の締結の経過

- ・昭和 47 年 3 月 27 日 「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」締結
- ・昭和 48 年 10 月 26 日 全面改定
「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定書」を締結
- ・平成 13 年 10 月 16 日 全面改定
「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」を締結